

平成 22 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 パナソニック株式会社
代表者名 取締役社長 大坪 文雄
(コード：6752、東証・大証・名証 第一部)
問合せ先 役員 財務・I Rグループ
グループマネージャー 河井 英明
(TEL. 06-6908-1121)

パナソニック電工株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

パナソニック株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 22 年 7 月 29 日開催の取締役会において、以下の通り、パナソニック電工株式会社（コード番号：6991 東京証券取引所・大阪証券取引所、以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の発行済株式総数（平成 22 年 3 月 31 日現在：751,074,788 株）の 51.00%（383,049,035 株）を保有しており、対象者を連結子会社としていますが、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）を本公開買付けにより取得することとしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。また、本公開買付けは、対象者又はその子会社の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと等を条件として開始いたします。

なお、対象者によれば、対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行ったとのことでした。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、大正 7 年の創業以来、「事業活動を通じて、世界中の人々のくらしの向上と、社会の発展に貢献する」、という経営理念を全ての活動の指針として、幅広くエレクトロニクス事業に取り組んできました。一方、対象者は、昭和 10 年に当社から分社し、当社と共通の基本理念のもと、電材部門（照明、情報機器）、電器部門（美・理容商品、健康商品、快適生活商品）、住設建材部門（水まわり設備、システムキッチン、内装建材、外装建材）、電子材料部門（プリント配線材料、半導体封止材、プラスチック成型材料）、制御機器部門（制御部品、制御システム機器）、その他部門において、製造・販売・保守・サービス等の活動を展開しております。

その中で当社は、平成 16 年に実施した対象者株式に対する公開買付けにより、対象者を連結子会社化し、以降、お客様視点で最適体制の構築を進め、商品開発においても、企画段階からの共同開発などに取り組んでまいりました。

さらに当社は、平成 21 年 12 月に、三洋電機株式会社（以下「三洋電機」といいます。）を連結子会社化し、その結果、パナソニックグループは「デジタル AVC ネットワーク」、「アプライアンス」、「電工・パナホーム」、「デバイス」、「その他」に、「三洋電機」を加えた 6 つのセグメントを有し、エレクトロニクス分野で一層の広がりを持つ企業グループとなりました。

そして平成 22 年 1 月 8 日には、この新パナソニックグループとして「2010 年度経営方針」を発表し、創業 100 周年（平成 30 年）に向けて「エレクトロニクス No. 1 の『環境革新企業』」を目指す、というビジョンを打ち出しました。さらに平成 22 年 5 月 7 日には、このビジョン実現への最初のステップと位置づけた 3 ヶ年

の中期計画「Green Transformation 2012 (以下「GT12」といいます。)」を発表しました。

GT12 は、パナソニックグループ全体で、「環境貢献と事業成長の一体化」を図りながら、「成長へのパラダイム転換」と「環境革新企業の基盤づくり」に取り組み、計画終了時には「成長力溢れるパナソニックグループ」を目指すものとなっています。特に、「エネルギーシステム」、「冷熱コンディショニング」、「ネットワーク AV」、「ヘルスケア」、「セキュリティ」、「LED」をグループ6重点事業として、経営リソースを大胆にシフトしていく計画です。このうち「エネルギーシステム」、「冷熱コンディショニング」、「ネットワーク AV」は、グループの中核事業として全社の販売・収益を牽引することを、また、「ヘルスケア」、「セキュリティ」、「LED」の3事業は、「次代の柱事業」として大きく伸ばすことを目指しています。さらに、これらの事業を核として「家・ビル・街まるごとソリューション」を提供する中で、パナソニックグループならではの、成長の姿を追求していく方針です。

対象者も、パナソニックグループとしてのビジョン及び GT12 のコンセプトを共有した上で、平成 22 年を起点とする中期計画を策定しました。この中で対象者は、創業 100 年に向けて自らの目指す姿を、「アジアを代表する『快適&エコ』のグローバル企業」と定め、そこに向けた第一段階として、「AC&I (Asia, China & India) 市場の徹底攻略」と「新たな成長事業の育成」に取り組んでいく計画です。具体的には、「AC&I (Asia, China & India) 市場の徹底攻略」に向けて、当該地域においてボリュームゾーンへの展開を積極的に進め、現地ニーズに沿った商品開発が現地完結型で恒常的に行われる取り組みを実施し、商品力強化・生産拠点拡充・営業体制の再構築などを進める方針です。また、「新たな成長事業の育成」においては、パナソニック電工グループが強みとする「快適」を実現する提案力と、「エコ」を実現する技術力をあわせ、LED 照明器具事業やエネルギーマネジメント事業に代表される新しい市場を圧倒的にリードすることにより、新たな価値を創造し、成長事業を育成する方針です。

このように当社と対象者は、すでにグループ企業として経営戦略を共有し、様々な施策を行っておりますが、パナソニックグループを取り巻く事業環境は、劇的かつ急速な変化を続けております。環境・エネルギー関連市場の急拡大、新興国市場の急成長などが、事業拡大の好機をもたらす一方で、日米欧に加え韓国・台湾・中国企業などとの競争が、デジタル AVC ネットワーク分野にとどまらず、二次電池や太陽電池、電気自動車関連などの分野においても激化しております。戦略実行のスピードを上げ、さらなる総合力の発揮に向けてあらゆる手を打たなければ、成長市場でのグローバル競争に打ち勝つことは困難になっております。

こうした中、当社と対象者は、平成 22 年6月末頃から、当社からの提案を契機として、両社の企業価値をさらに向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けとその後の取引を通じて当社が対象者を完全子会社化することにより、意思決定の迅速化とグループ・シナジーの最大化を実現し、「エレクトロニクス No. 1 の『環境革新企業』」の実現に向けた取り組みを加速していくことが、対象者の企業価値の拡大のみならずパナソニックグループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至りました。また、当社は、三洋電機との間でも並行して協議・検討を重ね、同様に三洋電機の完全子会社化を実施することが三洋電機の企業価値拡大のみならずパナソニックグループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至りました。

そして、当社、対象者及び三洋電機の3社は、平成 22 年7月 29 日開催のそれぞれの取締役会において、平成 23 年4月を目途に、当社による対象者及び三洋電機（以下総称して「両子会社」といいます。）の完全子会社化（以下「両子会社完全子会社化」といいます。）を推進していくことを決議し、「パナソニック株式会社によるパナソニック電工株式会社及び三洋電機株式会社の完全子会社化に向けた合意のお知らせ」を発表しました。当社は、両子会社完全子会社化の推進に向けて、本公開買付け及び三洋電機の普通株式に対する公開買付け（以下併せて「両子会社公開買付け」といいます。）の開始を同時に決議しました。なお、両子会社公開買付けにより両子会社完全子会社化が達成できなかった場合には、両子会社完全子会社化を推進するため、本公開買付け後に当社を完全親会社、両子会社をそれぞれ完全子会社とする株式交換（以下「両子会社株式交換」といいます。）を実施する予定です。

今後、当社、対象者及び三洋電機は、3社が真に一体となった新たなパナソニックグループを構築し、

① お客様接点の強化による価値創出の最大化

- ② スピーディで筋肉質な経営の実現
- ③ 大胆なリソースシフトによる成長事業の加速を図ってまいります。

こうした姿を実現するために、平成 24 年 1 月を目途に、事業体制を再編します。その基本的な考え方は、「お客様価値の最大化」を基軸として、「コンシューマ」「デバイス」「ソリューション」の 3 事業分野ごとに、3 社の事業・販売部門を統合・再編し、それぞれの事業特性に最適なビジネスモデルを構築する、というものです。各事業・各業界で、グローバル競争を勝ち抜ける体制を確立してまいります。

各事業分野における再編の方向性は、次の通りです。

・コンシューマ事業分野

グループのマーケティング機能をグローバルに再編。その中で、前線の機能強化を図り、お客様起点の商品づくりを加速します。また、国内外のマーケティングリソースの戦略的配分により、特に海外コンシューマ事業の強化を図ります。

・デバイス事業分野

ビジネスモデルが共通するデバイスごとに、開発・製造・販売の連携を強化。マーケティングと技術が一体となり、お客様の潜在ニーズを先取りした提案型ビジネスを強化し、社内用途に依存しない自立した事業として拡大を図ります。なお、特に本分野では、三洋電機の二次電池事業、ソーラー事業などの強みやお客様ネットワークを、引き続き最大限に活かしてまいります。

・ソリューション事業分野

ビジネス顧客に対するソリューションごとに、開発・製造・販売を一元化。お客様のニーズをスピーディに捉え、最適な商品・サービス・ソリューションを最速で提供することを目指します。さらに、各ソリューションを包含した「家・ビル・街まるごとソリューション」の加速を図ります。なお、特に本分野では、パナソニック電工の強みやお客様ネットワークを、引き続き最大限に活かしてまいります。

これらとあわせて、本社部門についても、3 社の組織を統合・スリム化しつつ、戦略機能を強化し、筋肉質でスピーディなグローバル本社を目指します。

具体的な再編内容については、今後、決定次第、公表してまいります。

さらに、こうした再編とあわせて、「SANYO」のブランドについては、将来的に原則「Panasonic」へ統一する方向で、検討を行ってまいります。ただし、事業・地域によっては一部「SANYO」の活用も継続する予定です。

両子会社完全子会社化及び事業再編によって、特に、GT12 で全社の販売・収益を牽引する中核事業と位置づけている「エナジーシステム」「冷熱コンディショニング」「ネットワーク AV」の各事業において、3 社の強みの融合や「まるごとソリューション」の提案力強化などが進み、グローバル競争力を加速して高めることができると考えています。「次代の柱事業」と位置づけている「ヘルスケア」「セキュリティ」「LED」の各事業においても、3 社の研究開発力や市場開拓力を結集し、事業成長を加速してまいります。

また、3 社の事業統合や拠点集約、本社組織の最適化・スリム化等により、さらなる経営体質・コスト競争力の強化を実現してまいります。

これらの施策を通して、当社が平成 22 年 5 月 7 日に公表した中期計画 GT12 の経営目標である、平成 25 年 3 月期での「売上高 10 兆円、営業利益率 5%以上、ROE10%、フリーキャッシュフロー 3 年累計 8,000 億円以上、CO2 削減貢献量 5,000 万トン（平成 17 年度基準）」を確実に実現し、さらなる上積みを目指してまいります。

上記の通り、当社、対象者及び三洋電機の 3 社では、両子会社完全子会社化の推進にあたり、今回、両子会社公開買付け及び両子会社株式交換（予定）を実施することで両子会社完全子会社化を進めるスキームを採用しました。

本公開買付けにより当社による対象者の完全子会社化（以下「本完全子会社化」といいます。）が達成できなかった場合には、本完全子会社化を推進するため、本公開買付け後に当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施する予定です。本株式交換の詳細については、後記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。

（３）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は、本日現在において当社の連結子会社であり、また当社と対象者の人事及び業務上の継続的な関係を勘案し、当社及び対象者は、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から平成 22 年 7 月 29 日に提出された株式価値算定書（以下「算定書」といいます。算定基準日：平成 22 年 7 月 27 日）を参考にいたしました。野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、以下の通りです。

（a）市場株価平均法：907 円～1,033 円

市場株価平均法では、平成 22 年 7 月 27 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の、直近 6 ヶ月間の終値平均値、直近 3 ヶ月間の終値平均値、直近 1 ヶ月間の終値平均値、直近 1 週間の終値平均値、及び基準日終値を基に、対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、907 円～1,033 円と分析しております。

（b）類似会社比較法：403 円～1,196 円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、403 円～1,196 円と分析しております。

（c）DCF 法：1,076 円～1,452 円

DCF 法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、1,076 円～1,452 円と分析しております。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係わるデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付けにおける買付価格（案）を 1,110 円と算定しました。そして、当社は、平成 22 年 7 月 29 日、野村證券より、上記経緯により算定された買付価格（案）1,110 円は当社にとって財務の見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領した上で、最終的に平成 22 年 7 月 29 日開催の取締役会において本公開買付け価格を 1,110 円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である 1 株当たり 1,110 円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前日である平成 22 年 7 月 28 日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の普通取引終値 974 円に対して 14.0%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の％の数値において同じ。）、過去 1 ヶ月間（平成 22 年 6 月 29 日から平成 22 年 7 月 28 日まで）の普通取引終値の単純平均値 909 円（小数点以下切捨

て、以下本項の円の数値において同じ。) に対して 22.1%、過去 3 ヶ月間 (平成 22 年 4 月 30 日から平成 22 年 7 月 28 日まで) の普通取引終値の単純平均値 948 円に対して 17.1%、過去 6 ヶ月間 (平成 22 年 1 月 29 日から平成 22 年 7 月 28 日まで) の普通取引終値の単純平均値 1,032 円に対して 7.6% のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 対象者による株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、対象者及び当社から独立したフィナンシャル・アドバイザーである大和証券キャピタル・マーケット株式会社 (以下「大和証券 CM」といいます。) を第三者算定機関に選定し、平成 22 年 7 月 29 日付で大和証券 CM より対象者株式の株式価値算定書を受領したとのことです。さらに、対象者の取締役会は、本公開買付価格が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、一定の前提及び留保事項 (注) を条件として、本公開買付価格が当社、その関係会社及び支配株主等 (株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 441 条の 2 及び同施行規則 436 条の 3 に定める「支配株主その他施行規則で定める者」をいいます。) を除く対象者の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書 (フェアネス・オピニオン) を大和証券 CM より平成 22 年 7 月 29 日に受領したとのことです。

大和証券 CM は、対象者の株式価値について、市場株価法、類似会社比較法及び DCF 法により算定を行いました。上記各手法により算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の算定結果は以下の通りとのことです。

(a) 市場株価法：910 円～959 円

市場株価法では、平成 22 年 7 月 28 日を算定基準日として、算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間及び過去 3 ヶ月間並びに対象者が「平成 23 年 3 月期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表した平成 22 年 7 月 23 日の翌営業日から算定基準日までの期間の終値平均株価を基に算定しているとのことです。

(b) 類似会社比較法：778 円～1,101 円

類似会社比較法では、対象者と事業が類似する上場会社との財務情報、株価等に関する比較分析を通じて、算定しているとのことです。

(c) DCF 法：1,038 円～1,373 円

DCF 法では、対象者が将来に生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを、資本コスト等に基づいた割引率で現在価値に割り引くことにより算定しているとのことです。また、大和証券 CM が DCF 法の前提とした対象者の利益計画については、平成 22 年 4 月 27 日公表の中期計画を基礎とし、足元の好調な業績を反映した平成 22 年 7 月 23 日公表の平成 23 年 3 月期連結業績予想の修正を織り込んだ利益水準を見込んでいるとのことです。

なお、対象者は大和証券 CM の各手法による算定結果を総合的に判断しているとのことです。

(注)

大和証券 CM は、株式価値算定書及び意見書の提出にあたり、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として使用し、これらの資料及び情報が全て正確、完全かつ妥当であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性、完全性又は妥当性に関し独自の検証を行っておりません。また、対象者及びその関係会社の資産又は負債 (簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。) について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。さらに、本算定に影響を与える未開示の重要事実並びに影響を与える可能性のある偶発債務、簿外債務及び訴訟等が存在していないことを対象者から確認しており、そのことを前提としております。加えて、大和証券 CM は、対象者の事業計画及び財務予想が、対象者の経営陣による現時点における最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手続に従って作成されていることを前提としております。

③ 法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、対象者の取締役会での検討並びに意思決定に際しては、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてきっかわ法律事務所を選定し、同法律事務所は、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、対象者の取締役会に対して法的助言を提供したとのことです。

④ 取締役会に出席した取締役全員の承認

対象者によれば、対象者は、上記大和証券 CM からの株式価値算定書及び意見書（フェアネス・オピニオン）の内容並びにきっかわ法律事務所からの法的助言等を踏まえ、本日開催の対象者の取締役会（取締役 15 名(うち社外取締役 2 名)中、出席取締役 14 名(うち社外取締役 1 名))において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討したとのことです。その結果、当社による対象者の完全子会社化を目的とする本公開買付けは、対象者の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨を出席取締役全員の賛同を得て決議しており、かかる取締役会に出席した監査役（監査役 4 名（うち 2 名は社外監査役）中、出席監査役 3 名（うち社外監査役 1 名））は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の社外取締役である北代 耿士氏は、当社の顧問を兼務しているため、利益相反防止の観点から、対象者の取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役である前橋 豊氏は、当社の従業員を兼務するため、利益相反防止の観点から、対象者の取締役会の本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。

⑤ 買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、比較的長期間である 31 営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付け価格の公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、当社以外に対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」及び「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」に記載の通り、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及び本株式交換により、対象者の発行済株式の全て（当社が保有する対象者株式を除きます。）を取得する予定です。

すなわち、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に、対象者との間で、本株式交換を行うことにより、当社が対象者の発行済株式の全て（当社が保有する対象者株式を除きます。）を取得することを企図しています。

これは、当社を除く対象者の株主に対して、本公開買付け価格で保有株式をご売却いただくというご判断だけでなく、本株式交換を通じ、GT12 の実現とエレクトロニクス No. 1 の『環境革新企業』に向けて尽力していくパナソニックグループを継続してご支援いただけるように、新たに当社の株主様となっていただくというご選択も可能としたものです。

本株式交換においては、当社を除く対象者の株主の皆様が保有する対象者株式の対価として当社株式を交付することを予定しており、法定の必要手続を踏むことにより、本公開買付けに応募されなかった対象者株式を含む対象者の全株式（当社が保有している対象者株式を除きます。）は全て当社株式と交換され、当社株式 1 株以上を割り当てられた対象者の株主の皆様は、当社の株主となります。本株式交換は、その効力発生日を遅くとも平成 23 年 4 月頃を目途に設定して実施する予定です。

なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項本文に定める簡易株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式株式交換に

より、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、その公正性及び妥当性を確保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関による株式交換比率の算定を参考に、本公開買付け終了後に当社と対象者がそれぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して協議の上で決定しますが、本株式交換により対象者の株主の皆様が受け取る対価（当社株式。ただし、受け取るべき株式の数に一株未満の端数がある場合、当該端数部分については、会社法に基づき金銭の分配となります。）を決定するに際しての対象者株式の評価は、本公開買付け価格と同一の価格を基準にする予定です。本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主の皆様は、会社法その他関連法令の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

（５）上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該上場廃止基準に該当しない場合でも、その後上記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の通り、本株式交換により当社は対象者を当社の完全子会社とすることを企図していますので、かかる手続が実行された場合、対象者の普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することができなくなります。

（６）公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

２．買付け等の概要

（１）対象者の概要

① 名 称	パナソニック電工株式会社
② 所 在 地	大阪府門真市大字門真 1048 番地
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長 長榮 周作
④ 事 業 内 容	電機・電子機器等の製造・販売
⑤ 資 本 金	148,513 百万円（平成 22 年 3 月 31 日現在）
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 10 年 12 月 15 日
⑦ 大株主及び持株比率 （平成 22 年 3 月 31 日 現在）	パナソニック株式会社 51.00% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 5.20% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 3.34% パナソニック電工月掛自治株投資会 1.58% 日本生命保険相互会社 1.06% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 9) 0.92% 全国共済農業協同組合連合会 0.79% 株式会社三井住友銀行 0.69% 野村信託銀行株式会社(投信口) 0.63% ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オム ニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部) 0.57%
⑧ 当社と対象者の関係	
資 本 関 係	当社は対象者の発行済株式総数（751,074,788 株）の 51.00%に相当する 383,049,035 株を所有しております。
人 的 関 係	当社の顧問 1 名、従業員 1 名がそれぞれ、対象者の社外取締役、社外監査

		役に就任しております。
取 引 関 係		当社は対象者との間で、対象者に対する製商品、材料等の販売取引、及び対象者からの製商品、材料等の仕入取引を行なっております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況		対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 8 月 23 日（月曜日）から平成 22 年 10 月 6 日（水曜日）まで（31 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、1,110 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券から平成 22 年 7 月 29 日に提出された算定書を参考にいたしました。野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、以下の通りです。

(a) 市場株価平均法：907 円～1,033 円

市場株価平均法では、平成 22 年 7 月 27 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の、直近 6 ヶ月間の終値平均値、直近 3 ヶ月間の終値平均値、直近 1 ヶ月間の終値平均値、直近 1 週間の終値平均値、及び基準日終値を基に、対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、907 円～1,033 円と分析しております。

(b) 類似会社比較法：403 円～1,196 円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、403 円～1,196 円と分析しております。

(c) DCF 法：1,076 円～1,452 円

DCF 法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、1,076 円～1,452 円と分析しております。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係わるデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付けにおける買付け価格（案）を 1,110 円と算定しました。そして、当社は、平成 22 年 7 月 29 日、野村證券より、上記経緯により算定された買付け価格（案）1,110 円は当社にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領した上で、最終的に平成 22 年 7 月 29 日開催の取締役会において本公開買付け価格を 1,110 円と決定いたし

ました。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,110円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前日である平成22年7月28日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の普通取引終値974円に対して14.0%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成22年6月29日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値909円（小数点以下切捨て、以下本項の円の数値において同じ。）に対して22.1%、過去3ヶ月間（平成22年4月30日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値948円に対して17.1%、過去6ヶ月間（平成22年1月29日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,032円に対して7.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

（買付価格の決定に至る経緯）

当社と対象者は、すでにグループ企業として経営戦略を共有し、様々な施策を行っておりますが、パナソニックグループを取り巻く事業環境は、劇的かつ急速な変化を続けております。環境・エネルギー関連市場の急拡大、新興国市場の急成長などが、事業拡大の好機をもたらす一方で、日米欧に加え韓国・台湾・中国企業などとの競争が、デジタルAVCネットワーク分野にとどまらず、二次電池や太陽電池、電気自動車関連などの分野においても激化しております。戦略実行のスピードを上げ、さらなる総合力の発揮に向けてあらゆる手を打たなければ、成長市場でのグローバル競争に打ち勝つことは困難になっております。

こうした中、当社と対象者は、平成22年6月末頃から、当社からの提案を契機として、両社の企業価値をさらに向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けとその後の取引を通じて当社が対象者を完全子会社化することにより、意思決定の迅速化とグループ・シナジーの最大化を実現し、「エレクトロニクス No. 1の『環境革新企業』」の実現に向けた取り組みを加速していくことが、対象者の企業価値の拡大のみならずパナソニックグループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至ったことから、当社は、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付価格について決定しました。

（イ）算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、野村證券より、算定書を平成22年7月29日に取得しています。また、当社は、平成22年7月29日、野村證券より、本公開買付価格1,110円は当社にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領いたしました。

（ロ）当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下の通りです。

市場株価平均法	：907円～1,033円
類似会社比較法	：403円～1,196円
DCF法	：1,076円～1,452円

（ハ）当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係わるデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合

的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 22 年 7 月 29 日開催の取締役会において本公開買付価格を 1,110 円と決定いたしました。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者が本日現在において当社の連結子会社であること並びに当社と対象者の人事及び業務上の継続的な関係を勘案し、当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

(イ) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券から平成 22 年 7 月 29 日に提出された算定書を参考にいたしました。

(ロ) 対象者による株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、対象者及び当社から独立したフィナンシャル・アドバイザーである大和証券 CM を第三者算定機関に選定し、平成 22 年 7 月 29 日付で大和証券 CM より対象者株式の株式価値算定書を受領したとのことです。さらに、対象者の取締役会は、本公開買付価格が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、一定の前提及び留保事項（前記注）を条件として、本公開買付価格が当社、その関係会社及び支配株主等を除く対象者の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を大和証券 CM より平成 22 年 7 月 29 日に受領したとのことです。

大和証券 CM は、対象者の株式価値について、市場株価法、類似会社比較法及び DCF 法により算定を行いました。上記各手法により算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の算定結果は以下の通りとのことです。

(a) 市場株価法：910 円～959 円

市場株価法では、平成 22 年 7 月 28 日を算定基準日として、算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間及び過去 3 ヶ月間並びに対象者が「平成 23 年 3 月期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表した平成 22 年 7 月 23 日の翌営業日から算定基準日までの期間の終値平均株価を基に算定しているとのことです。

(b) 類似会社比較法：778 円～1,101 円

類似会社比較法では、対象者と事業が類似する上場会社との財務情報、株価等に関する比較分析を通じて、算定しているとのことです。

(c) DCF 法：1,038 円～1,373 円

DCF 法では、対象者が将来に生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを、資本コスト等に基づいた割引率で現在価値に割り引くことにより算定しているとのことです。また、大和証券 CM が DCF 法の前提とした対象者の利益計画については、平成 22 年 4 月 27 日公表の中期計画を基礎とし、足元の好調な業績を反映した平成 22 年 7 月 23 日公表の平成 23 年 3 月期連結業績予想の修正を織り込んだ利益水準を見込んでいるとのことです。

なお、対象者は大和証券 CM の各手法による算定結果を総合的に判断しているとのことです。

(ハ) 法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、対象者の取締役会での検討並びに意思決定に際しては、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてきかわ法律事務所を選定し、同法律事務所は、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、対象者の取締役会に対して法的助言を提供したとのことです。

(ニ) 取締役会に出席した取締役全員の承認

対象者によれば、対象者は、上記大和証券 CM からの株式価値算定書及び意見書（フェアネス・オピニオン）の内容並びにきっかわ法律事務所からの法的助言等を踏まえ、本日開催の対象者の取締役会（取締役 15 名（うち社外取締役 2 名）中、出席取締役 14 名（うち社外取締役 1 名））において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討したとのことです。その結果、当社による対象者の完全子会社化を目的とする本公開買付けは、対象者の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨を出席取締役全員の賛同を得て決議しており、かかる取締役会に出席した監査役（監査役 4 名（うち 2 名は社外監査役）中、出席監査役 3 名（うち社外監査役 1 名））は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の社外取締役である北代 耿士氏は、当社の顧問を兼務しているため、利益相反防止の観点から、対象者の取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役である前橋 豊氏は、当社の従業員を兼務するため、利益相反防止の観点から、対象者の取締役会の本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。

(ホ) 買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、比較的長期間である 31 営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付け価格の公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
356,913,031 株	—	—

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 買付予定数は、対象者が平成 22 年 6 月 18 日に提出した第 104 期有価証券報告書に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在の発行済株式数（751,074,788 株）から本日現在において公開買付者が保有する株式数（383,049,035 株）及び対象者が平成 22 年 6 月 18 日に提出した第 104 期有価証券報告書に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在の対象者が保有する自己株式数（11,112,722 株）を控除した株式数（356,913,031 株）です。

(注 3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	383,049 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.77%)
----------------------------------	-----------	---------------------------

買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買 付 予 定 の 株 券 等 に 係 る 議 決 権 の 数	356,913 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	734,722 個	

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在未定ですが、公開買付期間開始日である平成22年8月23日までに調査の上、開示する予定です。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年6月18日に提出した第104期有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び相互保有株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成22年6月18日に提出した第104期有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の普通株式の発行済株式総数751,074,788株から、対象者が平成22年6月18日に提出した第104期有価証券報告書に記載された自己株式数11,112,722株を控除した株数(739,962,066株)に係る議決権の数(739,962個)を分母として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 396,173 百万円

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日
平成22年10月14日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

(9) その他買付け等の条件及び方法

- ① 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

- ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ、第 4 号、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書きに定める場合を除き、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日
平成 22 年 8 月 23 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」を参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けがパナソニックグループの業績に与える影響については、確定次第速やかに報告します。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行ったとのことです。

具体的には、対象者は、大和証券 CM からの株式価値算定書及び意見書（フェアネス・オピニオン）の内容並びにきっかわ法律事務所の法的助言等を踏まえ、本日開催の対象者の取締役会（取締役 15 名（うち社外取締役 2 名）中、出席取締役 14 名（うち社外取締役 1 名））において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討したとのことです。その結果、当社による対象者の完全子会社化を目的とする本公開買付けは、対象者の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨を出席取締役全員の賛同を得て決議しており、かかる取締役会に出席した監査役（監査役 4 名（うち 2 名は社外監査役）中、出席監査役 3 名（うち社外監査役 1 名））は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の社外取締役である北代 耿士氏は、当社の顧問を兼務しているため、利益相反防止の観点から、対象者の取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役である前橋 豊氏は、当社の従業員を兼務するため、利益相反防止の観点から、対象者の取締役会の本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。

「公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」及び「利益相反を回避する措置の具体的内容」については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」及び「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 対象者は、平成22年7月23日付で「平成23年3月期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下の通りですが、これらは、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。

(対象者による公表内容)

最近の業績の動向等を踏まえ、平成 22 年 4 月 27 日に公表した平成 23 年 3 月期（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）の連結業績予想を下記のとおり修正いたしましたのでお知らせいたします。

記

1)平成23 年 3 月期 第 2 四半期連結累計期間 連結業績予想数値の修正（平成22年 4 月 1 日～平成22年 9 月30 日）

	売上高	営業利益	四半期純利益
前回発表予想（A）	百万円 717,000	百万円 12,000	百万円 2,000
今回修正予想（B）	740,000	28,000	9,000
増減額（B－A）	+23,000	+16,000	+7,000
増減率（％）	+3.2	+133.3	+350.0
（ご参考）前期第 2 四半期実績（平成22 年 3 月期 第 2 四半期）	696,407	3,936	△2,207

2)平成23 年 3 月期 通期 連結業績予想数値の修正（平成22年 4 月 1 日～平成23年 3 月31日）

	売上高	営業利益	当期純利益
前回発表予想（A）	百万円 1,470,000	百万円 40,000	百万円 15,000
今回修正予想（B）	1,510,000	60,000	23,000
増減額（B－A）	+40,000	+20,000	+8,000
増減率（％）	+2.7	+50.0	+53.3
（ご参考）前期実績（平成22 年 3 月期）	1,457,486	35,866	8,553

修正の理由

第 2 四半期連結累計期間につきましては、国内外の緩やかな景気回復を受け、新設住宅着工戸数の下げ止まりによる電材事業および住設建材事業が回復基調であること、電子材料事業や制御機器事業などのデバイス部門などの売上高が好調に推移していること等により、平成 22 年 4 月 27 日に公表した連結業績を上方修正いたします。

通期の連結業績予想につきましては、第 3 四半期以降の景気の先行きなど不確かな部分が多いものの、第 2 四半期連結累計期間の業績の状況をふまえ、前回業績公表予想を上方修正いたします。

② 対象者は、平成 22 年 7 月 28 日付で「平成 23 年 3 月期 第 1 四半期決算短信」を公表しております。当該公表に基づく平成 23 年 3 月期第 1 四半期の対象者の連結業績は以下の通りです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。

平成 23 年 3 月期第 1 四半期の連結業績（平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日）

(i) 連結経営成績（累計）

	平成 23 年 3 月期 (第 1 四半期連結会計期間)
売上高（百万円）	359,481
営業利益（百万円）	10,139
四半期純利益（百万円）	2,408

(ii) 連結財政状態

	平成 23 年 3 月期 (第 1 四半期連結会計期間末)
総資産 (百万円)	1,110,190
純資産 (百万円)	673,958
自己資本比率	57.0%
1 株当たり純資産 (円)	855 円 60 銭

③ 対象者が平成 22 年 7 月 29 日付で公表した「平成 23 年 3 月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成 22 年 7 月 29 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 23 年 3 月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議したとのことです。

以 上

【インサイダー規制】

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成 22 年 7 月 29 日午後 3 時 30 分 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、パナソニック電工株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

本プレスリリースには、パナソニック電工株式会社株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

当社は、当社とパナソニック電工との間の株式交換（「パナソニック電工株式交換」）並びに当社と三洋電機との間の株式交換（「三洋電機株式交換」）に伴い、Form F-4 による登録届出書を米国証券取引委員会（「SEC」）に提出する可能性があります。パナソニック電工株式交換または三洋電機株式交換（「対象株式交換」）に関し Form F-4 を提出することになった場合、Form F-4 には、目論見書（prospectus）及びその他の文書が含まれることになります。Form F-4 が提出され、その効力が発生した場合、対象株式交換を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書が、対象会社（パナソニック電工または三洋電機）の米国株主に対し発送される予定です。Form F-4 を提出することになった場合、提出される Form F-4 及び目論見書には、対象会社及び当社に関する情

報、対象株式交換及びその他の関連情報などの重要な情報が含まれることになります。対象会社の米国株主におかれましては、その株主総会において対象株式交換について議決権を行使される前に、対象株式交換に関連して SEC に提出される可能性のある Form F-4、目論見書及びその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。対象株式交換に関連して SEC に提出される全ての書類は、提出後に SEC のインターネットウェブサイト (www.sec.gov) にて無料で公開されます。なお、かかる書類につきましては、お申し込みに基づき、無料にて配布いたします。配布のお申し込みは、下記記載の連絡先にて承ります。

〒571-8501

大阪府門真市大字門真 1006 番地

パナソニック株式会社

財務・IRグループ IRチーム 山村 方人

電話：06-6908-1121

メール：yamamura.masahito@jp.panasonic.com

URL：<http://panasonic.co.jp/>

本プレスリリースには、パナソニックグループの「将来予想に関する記述 (forward-looking statements)」(米国1933年証券法第27条A及び米国1934年証券取引法第21条Eに規定される意味を有する) に該当する情報が記載されています。本プレスリリースにおける記述のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これら将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされたパナソニックグループの仮定及び判断に基づくものであり、これには既知または未知のリスク及び不確実性並びにその他の要因が内在しており、それらの要因による影響を受ける恐れがあります。かかるリスク、不確実性及びその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的または黙示的に示されるパナソニックグループの将来における業績、経営結果、財務内容に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらすおそれがあります。パナソニックグループは、本プレスリリースの日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、米国1934年証券取引法に基づく今後の米国証券取引委員会への届出等において当社の行う開示をご参照下さい。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因の例としては、次のものが挙げられますが、これらに限られるものではありません。かかるリスク、不確実性及びその他の要因は、当社の有価証券報告書にも記載されていますのでご参照ください。

- 米国、欧州、日本、中国その他のアジア諸国の経済情勢、特に個人消費及び企業による設備投資の動向
- 多岐にわたる製品・地域市場におけるエレクトロニクス機器及び部品に対する産業界や消費者の需要の変動
- 為替相場の変動 (特に円、米ドル、ユーロ、人民元、アジア諸国の各通貨並びにパナソニックグループが事業を行っている地域の通貨またはパナソニックグループの資産及び負債が表記されている通貨)
- 資金調達環境の変化等により、パナソニックグループの資金調達コストが増加する可能性
- 急速な技術革新及び変わりやすい消費者嗜好に対応し、新製品を価格・技術競争の激しい市場へ遅滞なくかつ低コストで投入するパナソニックグループの能力
- 他企業との提携またはM&A (公開買付け及び株式交換によるパナソニック電工及び三洋電機の完全子会社化を含む) で期待どおりの成果を上げられない可能性
- パナソニックグループが他企業と提携・協調する事業の動向
- 多岐にわたる製品分野及び地域において競争力を維持するパナソニックグループの能力
- 製品やサービスに関する何らかの欠陥・瑕疵等により費用負担が生じる可能性
- 第三者の特許その他の知的財産権を使用する上での制約
- 諸外国による現在及び将来の貿易・通商規制、労働・生産体制への何らかの規制等 (直接・間接を問わない)
- パナソニックグループが保有する有価証券及びその他資産の時価や有形固定資産、のれんなどの長期性資産及び繰延税金資産等の評価の変動、その他会計上の方針や規制の変更・強化
- 地震等自然災害の発生、感染症の世界的流行、その他パナソニックグループの事業活動に混乱を与える可能性のある要素